

2020年11月11日  
資金協力業務部

**設計・積算マニュアル補完編（追補）  
新型コロナウイルス防疫対策にかかる経費について  
各実施段階における運用方針**

2020年11月12日時点で次の各実施段階にある案件へ対する「設計・積算マニュアル補完編（追補）」（以下、「追補編」）の運用方針は以下1~5.のとおり。また、追加経費の取り扱いは以下6.の通り。

**1. 協力準備調査における本体事業の積算時点**

（1）設計監理費

追補編3. に準じて積算する。

（2）建設費及び機材調達費

追補編4. 及び5. に準じて積算する。

**2. 調査終了後～コンサルタント推薦時点**

（1）設計監理費

追補編3. に準じて積算する。なお、追加経費に関しては以下6.（1）①の通り取り扱う。

**3. コンサルタント契約～OD/DD比較時点**

（1）設計監理費

追補編3. に準じて契約変更する。なお、一般管理費等率は契約時点の率を上限とすることとし、追加経費に関しては以下6.（1）②の通り取り扱う。

（2）建設費及び機材調達費

追補編4. 及び5. に準じてDD事業費を積算する。なお、追加経費に関しては以下6.（2）の通り取り扱う。

**4. 本体業者公示済～開札待ち時点**

（1）設計監理費

追補編3. に準じて契約変更する。なお、一般管理費等率は契約時点の率を上限とすることとし、追加経費に関しては以下6.（1）②の通り取り扱う。

(2) 建設費及び機材調達費

追補編 4. 及び 5. に準じて DD 事業費を積算する。なお、追加経費に関しては以下 6. (2) の通り取り扱う。

5. 本体業者契約済

(1) 設計監理費

追補編 3. に準じて契約変更する。工事一時中止計画書を提出している案件については、工事の再開時に計画している日本人技術者の直接人件費、直接経費、間接費との重複等がないように計上すること。なお、一般管理費等率は契約時点の率を上限とすることとし、追加経費に関しては以下 6. (1) ② の通り取り扱う。

(2) 建設費

追補編 4. に準じて契約変更する。

具体的には以下の現場管理費を追加経費の上限として計上できることとする。(一般管理費等も加算<sup>1)</sup>)

$$\text{追加現場管理費} = \text{現場管理費加算額} \times 50\% \times \text{残工事率 (未出来高率)}$$

※現場管理費加算額は、契約交渉時に確認している現場管理費<sup>2)</sup>に対して、現行積算マニュアルに従って算定されたもの。ただし、同加算額が適用されていない場合には、現行マニュアルに沿って同加算額を算出することとする。

なお、工事一時中止計画書を提出している案件については、工事の再開準備時に計上している防疫対策費との重複を避けること。具体的には工事再開準備時では現場従業員などの待機に係る費用及び PCR 検査費用のみを計上できるとし、工事再開準備時以降の消毒液・マスクを含む防疫対策費用及び再開以降の現場従業員などの待機に係る費用・PCR 検査費用を含むすべての費用は上記追加経費に含まれるものとする。また、追加経費に関しては以下 6. (2) の通り取り扱う。

(3) 機材調達費

追補編 4. に準じて契約変更する。変更においては DD 時点の計画に従って、残据付工事及び調達管理における追加経費を算出する。なお、工事一時中止

<sup>1</sup> 一般管理費等率は、契約交渉時に確認する入札金額内訳における工事原価と一般管理費等の按分比を上限とする。

<sup>2</sup> 単価合意適用外案件については DD 積算に落札率を加味した現場管理費とする。

計画書を提出している案件については、工事の再開時に計上している防疫対策費との重複を避けること。また、追加経費に関しては以下 6.（2）の通り取り扱う。

## 6. 追加経費の取り扱い

### （1） 設計監理費

#### ① コンサルタント推薦時点

- 追補編 3. により積算された追加経費以外の経費に関しては従来通り外務省調整額を上限として金額を定め、同追加経費との合算額を契約額とする。
- 同追加経費について、外務省調整額を超えた額については、「予備的経費の支出等にかかるガイドライン第 3（1）不可抗力」に基づく予備的経費の使用を検討することも可能とする。機材案件など予備的経費が計上されていない案件においては、機材調達費からの充当を検討することも可能とする。

#### ② コンサルタント契約以降

- 「予備的経費の支出等にかかるガイドライン第 3（1）不可抗力」に基づき、予備的経費の使用を検討することも可能とする。

### （2） 建設費及び機材調達費

- 「予備的経費の支出等にかかるガイドライン第 3（1）不可抗力」に基づき、予備的経費の使用を検討することも可能とする。なお、予備的経費が計上されていない案件や EN 額を超過する場合にはスコープカットや設計見直し等を検討することとする。

以上